平成２１年（フ）第１９７６２号
東京都足立区東和３丁目19―３―201
破産者　木村　一幸
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２０号
東京都八王子市北野町207
破産者　我妻　美香（旧姓石川）
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７４４号
東京都荒川区町屋２丁目９―10　帝都自動車交通株式会社町屋寮
破産者　山本　　実
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９９６号
東京都練馬区貫井１丁目２番１―604号
破産者　有限会社オペラ堂
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９９７号
東京都練馬区中村北４丁目２－３―302
破産者　上原健治郎
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９０３号
東京都あきる野市秋留３丁目３－６―102、開始決定時の住所東京都あきる野市雨間709―11
破産者　山田一秀こと　朴　　一秀
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４３７号
千葉県茂原市六ツ野字大塚台3798番地２
破産者　茂原オーダーファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７４号
埼玉県八潮市大字木曽根687－１、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区南浦和２丁目39－２―701
破産者　松井　浩之
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１５７号
愛知県名古屋市東区筒井１―13―17、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡３丁目41―532
破産者　西澤　和芳
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３０号
茨城県常陸大宮市山方721番地
破産者　茨城オーダーファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１７号
東京都世田谷区北烏山８丁目28－４
破産者　塚田　　實
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４３号
東京都狛江市中和泉３－２―21―202、住民票上の住所東京都国分寺市南町３丁目13―１―602
破産者　山田　千晶
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８号
福島県相馬市新沼字一反田225―６―102、住民票上の住所岩手県下閉伊郡岩泉町穴沢字大宮内43－２
破産者　内久保智美
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845―１　西上尾第一団地３－６―503
破産者　橋本　　弘
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１３号
栃木県宇都宮市上横田町826―５－１―101
破産者　谷口　政則
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２５号
東京都中央区新川２丁目５番８号
破産者　株式会社アドバンスト・コンピューティング・リサーチ
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2072―１―102
破産者　吉田　憲司
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０５号
東京都板橋区桜川３丁目３番２号
破産者　秀英工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０６号
東京都板橋区桜川３丁目３－２
破産者　臼井　秀男
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６０号
東京都江東区南砂３丁目２－１―1410
破産者　久保　秀行
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９３号
東京都世田谷区玉川台１丁目11―11
破産者　青柳　佳臣
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部